



第79号  
平成28年10月31日

編集 松山市農業委員会  
発行 松山市二番町四丁目7番地2  
〒790-8571 (Tel. 089-948-6628)  
印刷 株式会社ブックス

# 第156回 松山市農業委員会総会



第156回松山市農業委員会総会が、5月13日(金)に愛媛県水産会館6階大会議室において開催されました。はじめに、渡部潤一郎前会長の会長職辞任を受けて、新しい会長の選任が行われ、戒能明久会長代理が新会長として承認されました。また、平成27年度の総会、及び部会等の実施状況や建議の実施といった事業報告が行われました。

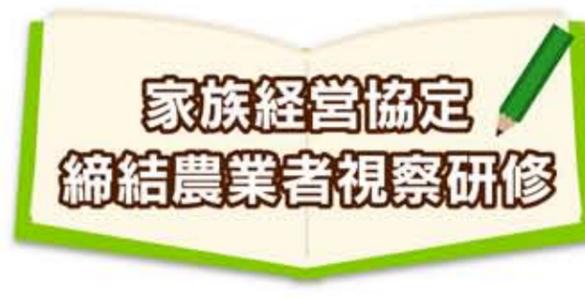
次に、平成28年度事業計画案として各会議、及び建議意見等のほか、担い手への農地の利用集積を推進する農地流動化関係事業、農地の利用状況調査、農地情報システムのデータ整備、農地法に基づく許可業務の厳正・適正な運用等の各事業について審議が行われ、全会一致で承認されました。

## 第18回JAえひめ中央ぶどう果実品評会

ぶどうの出荷最盛期を迎えた9月3日(土)、JAえひめ中央農協伊台支所で、「第18回JAえひめ中央ぶどう果実品評会」が開催されました。当日は前年より2点多い78点が出品されました。今年、梅雨時期の日照不足・長雨、梅雨明け後の高温乾燥の影響もありましたが、前年よりも糖度が高く、粒揃いの良いものが多く出品されました。そのような高い品質のぶどうが多い中、只信省三さん(伊台)の「藤稔」が、松山市農業委員会会長賞を受賞しました。

松山市農業委員会会長賞  
「藤稔」

表彰式の様子



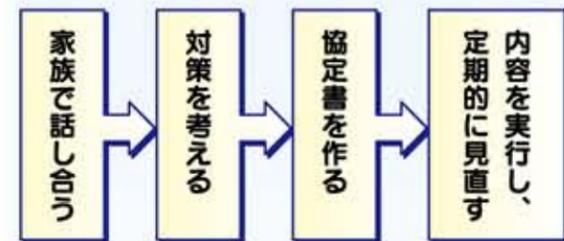
8月30日(火)に松山・伊予地区の家族経営協定締結農業者を対象とした研修会を、西予市内で行いました。

研修会では、岩城農産加工組合の取り組みや企業組合喜楽たのすじの取り組みについてそれぞれ説明を受けました。

また、国の重要文化財である「開明学校」、市指定文化財である「末光家住宅」、民具の博物館である「民具館」を訪れるなどして、風情ある宇和の町並みを散策しました。



- 家族経営協定って何？  
家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について、家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。
- 家族経営協定を結ぶには？  
家族経営協定を締結する手順は、下記のようになります。



詳しい内容についてはこちらまでお気軽にお問い合わせ下さい。

**お問合せ先**  
松山市農業委員会事務局  
家族経営協定担当  
(Tel. 089-948-6631)



### 全国農業新聞

営業に役立つ情報が満載！

- 発行日 月4回金曜日
- 購読料 月額700円(送料共)
- お問合せ 松山市農業委員会事務局  
TEL 089-948-6628

### 遊休農地の発生防止・解消に向けて

#### ●利用状況調査の実施について

農業委員会では、遊休農地の状況把握のため、利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。今年度は6月から9月に実施しました。

#### ●遊休農地とは

- ①1年以上にわたり耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地
- ②周辺の農地と比べて、利用の程度が著しく劣っている農地

#### ●遊休農地の所有者などへの利用意向の確認

遊休農地の所有者または耕作者に対しては、適正な農地管理の依頼文書と利用意向調査書を送付します。文書を受け取りましたら、除草などの適正な管理を行っていただき、期限までに利用意向調査書を、農業委員会事務局までご提出ください。

#### ●遊休農地の固定資産税の課税強化について

平成29年度から、農業振興地域内の遊休農地において、所有者が農地中間管理機構等への貸付の意思を示さず、又は自らも耕作せず、遊休農地のまま放置している場合には、松山市農業委員会が、愛媛県農地中間管理機構と協議をするように勧告する場合があります。

勧告された遊休農地は、固定資産税の課税強化が実施されます。具体的には、固定資産税の評価額が1.8倍となります。

お問合せ先 松山市農業委員会事務局 農政担当 (Tel 089-948-6628)

#### ●遊休農地解消のための交付金（耕作放棄地再生利用交付金）

松山市では荒廃農地を引き受けて営農を再開される農業者などを対象に、再生作業や土づくり、必要な施設の整備等に必要な費用などを助成支援しています。

対象地は原則として農用地区域の農地となります。

助成支援が決まる前に、除草などを事前に行うと交付できませんので、ご注意ください。交付単価やその他の詳しい内容につきましては下記連絡先までお問い合わせください。

お問合せ先 農林水産課 鳥獣対策・農地保全担当 (Tel 089-948-6567)

### イノシシ等の被害でお困りの農家のみなさまへ ～防護柵購入補助のご案内～

松山市では、イノシシなどによる農作物被害の防止のために、電気柵や金網柵などを購入した費用の一部を補助します。

被害防止には、広範囲の農地に共同で設置することが効果的です。共同での設置もご検討ください。

#### 補助対象者の要件

- ・松山市内に住所があり、松山市で農業を営んでいること。
- ・松山市税を完納していること。
- ・年度内に事業を完了できること。(年度1回限り)

#### 補助の対象となる経費

- ・松山市内の店舗で資材を購入した費用

#### 補助金の額（資材購入費の補助）

- 販売農家： 3分の1以内で上限2万円
- 認定農業者：2分の1以内で上限3万円
- 共同設置： 2分の1以内で上限50万円

※個人で設置する場合は、施設の延長が100メートル以上であること。

※共同で設置(2戸以上)する場合は、連続する農地に施設の延長が300メートル以上であること。

お問合せ先 農林水産課 鳥獣対策担当 (Tel 089-948-6567)

### 農地中間管理機構のしくみ

地主 → 農地中間管理機構 → 担い手

貸付け → 貸付け

農業を引退するが知らない人に農地を貸すのは不安。。。 そんなときは

## 農地中間管理機構を活用しましょう!

- ★公的機関が間に入るので安心
- ★期間満了で農地は戻ります

一定の条件を満たした地主の方には補助金や固定資産税の減免があります

詳しいお問合せは



松山市農林水産課 集落営農・担い手育成担当

TEL: 089-948-6566 まで

### 老後の備えは農業者年金で安心!

#### ●どんな人が加入できるの?

3つの加入要件を満たす人ならだれでも加入できます。

- ・年齢要件…20歳以上60歳未満
- ・国民年金の要件…国民年金の第1号被保険者
- ・農業上の要件…年間60日以上農業に従事する者要件を満たす、農地を持っていない農業者、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

#### ●農業者年金に加入したらどんな良いことがあるの?

- ☆積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い。
- ☆保険料の額（月額2万円～6万7千円）は自由に決められる。
- ☆終身年金である(80歳前になくなられた場合死亡一時金がある)。
- ☆税制上の優遇措置がある。
- ☆農業の担い手には保険料の国庫補助がある。

お問合せ先 松山市農業委員会事務局 農業者年金担当 (Tel 089-948-6631)



農地を貸し借りしたいなら…

### 利用権設定がおすすめです!

#### ☆主なメリット☆

- ・貸した農地は期限が来れば必ず返ってきます。雑作料も不要です。
- ・登記書類等の提出が原則不要です。
- ・手続きが比較的簡単です。

#### ★主な注意点★

- ・市街化区域の農地には利用権設定ができません。
- ・農地法の手続きより少し時間がかかります。
- ・期間の途中で解約する場合は手続きが必要です。

口約束で農地を貸し借りしていると、後々思わぬトラブルになるおそれがあります。利用権設定で、安全安心な農地の貸し借りをすすめます。

まずは、お気軽にご相談ください。

お問合せ先 松山市農業委員会事務局 利用権設定担当 (Tel 089-948-6631)

